

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の感染対策

令和5年5月5日(金)

令和5年5月8日(月)から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることから、当館の「島津アリーナ京都(京都府立体育館)再開にあたっての感染拡大予防に配慮した利用ガイドライン」は、廃止します。

この措置に伴い、当館の感染対策は、次のとおりとします。

- ・入館時の検温:実施しない。ただし、検温器は当面の間設置
- ・手洗い等手指衛生:消毒液は、体育館入口のみ設置検温と消毒が同時にできる機器を引き続き設置しています。
個人の判断でご利用ください。
- ・換気 :適切な換気の継続
- ・チェックリスト:廃止
- ・マスクの着用:個人の判断(令和5年3月13日から実施)
なお、トレーニングルームは、令和5年5月8日(月)から通常営業

(通常営業時間)

9:00から21:00(受付終了時間 20:00)